

**記載例**

適宜、原告及び被告の表示を入れ替えるなどとして使用してください。

作成者及び作成年月日を記載してください。その後、一覧表のやりとりの過程で、加筆及び修正等をした場合は、その履歴(年月日及び加筆又は修正者)を記載してください。

事件番号、係名及び当事者名を記載してください。

令和〇年(ワ)第〇〇〇号 民事第〇部〇〇係  
原告〇〇〇〇/被告〇〇〇〇  
令和〇年〇月〇日原告作成  
令和〇年〇月〇日被告記入  
令和〇年〇月〇日原告修正

**監理瑕疵(債務不履行)一覧表**

番号	項目	実際の施工				あるべき施工及び監理とその根拠				損害						
		施主側(原告)		監理者側(被告)		施主側(原告)		監理者側(被告)		施主側(原告)			監理者側(被告)			
		主張	証拠	主張	証拠	あるべき(1)施工及び(2)監理	その根拠	証拠	主張	証拠	主張	金額	証拠	主張	金額	証拠
1	基礎工事	基礎コンクリートの主筋に鉄筋径10mmの鉄筋(D10)が設置されている。	甲6調査報告書	否認する。主筋は鉄筋径13mmの鉄筋(D13)が設置されている。		(1) 基礎コンクリートの主筋は鉄筋径13mmの鉄筋(D13)が設置されなければならない。 (2) ①設計図書と品質証明書との照合を行った上、②配筋検査を行って確認をする。	(1) 設計図書には左記のとおり記載されている。 (2) 契約締結過程で渡された監理指針に、左記のとおり記載されている。	(1) 甲2の黄色アンダーライン部分 (2) 甲8	(1) 認める。 (2) あるべき監理の方法については認める。被告は〇月〇日の配筋検査を行って確認しており、適切な工事監理を行っている。	(2) 乙8	基礎工事をやり直す必要がある。	¥8,500,000	甲10の10頁 No.2	仮に基礎工事をやり直す必要があるとしても、原告が主張する補修金額は過大である。	¥5,000,000	乙10・3頁
2	外壁タイル	下地コンクリートに剥離防止のための目荒らしが行われておらず、その結果、甲11・18頁立図面記載のとおり外壁タイルの浮き・剥離が生じている。	甲11調査報告書10頁写真⑤⑥	認める。		(1) コンクリート面に直接タイルを貼りつける(タイル直貼り工法)際は、超高压水洗浄法によって下地コンクリートの表面に剥離防止のための目荒らしを実施しなければならない。 (2) 施工者から提出される施工要領書を確認するのみではなく、現場で施工手順を確認した上で、設計図書と異なる場合には是正を指示する義務を負う。	(1) 設計図書の特記仕様書が引用する国土交通省公共建築工事標準仕様書に左記のとおり記載されている。 (2) ...であることからすると、左記の内容が外壁タイルの施工方法についての合理的な確認方法である。	(1) 甲3(設計図書)の赤枠部分、甲4(標準仕様書)の赤枠部分 (2)	(1) 認める。 (2) タイルの施工前に施工者から提出された施工要領書を確認しており、適切な工事監理を行っている。本件監理契約は重点監理を前提としており、本件における合理的な方法としてタイルの張付け工程に立ち会うことまでは求められていない。	(2) 乙3 施工要領書	外壁タイルの全面張替えを行う必要がある。	¥18,000,000	甲10の14頁	仮に補修の必要があるとしても、アンカーピンニング・エポキシ樹脂注入工法による補修で十分である。	¥9,000,000	乙10・5頁
3	駐車場	駐車場の勾配が逆勾配になっており、その結果、駐車場内に水が溜まる。	甲11調査報告書13頁写真⑩	否認する。		(1) 駐車場のスラブは道路側に向けて2/100の勾配をつけて施工しなければならない。 (2) コンクリート打設後に、立ち会って勾配の確認を行い、設計図書と異なる場合には是正を指示する義務を負う。	(1) 設計図書に左記のとおり記載されている。 (2) ...であることからすると、左記の内容が外壁タイルの施工方法についての合理的な確認方法である。	(1) 甲5(設計図書)の赤枠部分 (2)	(1) 認める。 (2) コンクリート打設後に、施工者に対してスラブの勾配を確認して報告するよう指示し、報告書において確認をしている。	(2) 乙4 報告書	駐車場のスラブを打ち直す。	¥140,000	甲10の15頁	仮にスラブを打ち直す必要があるとしても、原告が主張する補修金額は過大である。	¥50,000	乙10・6頁
合計												¥26,640,000			¥14,050,000	

施工瑕疵の箇所が多数に及ぶ場合は、適宜図面を引用する等して特定してください。

実際の施工に関する証拠は、できるだけ図面や写真を用い、かつ、箇所を特定して引用するようにしてください。

一覧表のやりとりの過程で、加筆又は修正等をした場合は、アンダーラインを付し、又は文字に色を付けること等により、加筆又は修正等した箇所が分かるようにしてください。

\*1 基礎、外壁、1階玄関、洋室1、和室1、...、2階、屋根というように、検分順序を想定し、主張する瑕疵の部位ごとの順番で記載するようお願いいたします。  
\*2 証拠は、証拠番号及び具体的な頁に加え、必要に応じて該当箇所のラインマーカーによる特定をお願いいたします。  
\*3 「あるべき施工及び監理とその根拠」欄には、なされるべきであったと主張する監理の内容とその根拠(明示の合意、又は建築基準法等の法令、住宅金融公庫基準、技術水準等の内容及びそれが契約内容となっていたものといえる根拠)を具体的に記載してください。